

令和四年第四回臨時会（自  
至令和四年四月八日）

# 草津町議会臨時会會議録

草津町議会

令和四年 第四回〔四月〕臨時会

草津町議会議録

令和四年 第四回〔四月〕臨時会

草津町議会議録

令和四年 第四回〔四月〕臨時会

草津町議会議録

令和四年  
第四回臨時会  
草津町議会会議録目次

招集告示	一
第一号(四月八日)	
議事日程	三
会議に付した事件	四
出席議員(十二名)	四
欠席議員(なし)	四
説明のため出席した者	四
事務局職員出席者	五
開会及び開議の宣告	六
議事日程の報告	七
会議録署名議員指名	七
会期決定	七
議案第一号〳議案第四号の一括上程、説明	八
議案第一号〳議案第四号の委員会付託	一一
付託議案にかかる委員長報告	一二

議案第一号の質疑、討論、採決	一四
議案第二号の質疑、討論、採決	一五
議案第三号の質疑、討論、採決	一六
議案第四号の質疑、討論、採決	二一
承認第一号の上程、質疑、討論、採決	二一
承認第二号の上程、質疑、討論、採決	二五
報告第一号の報告	三九
報告第二号の報告	四〇
閉議及び閉会の宣告	四一
署名議員	四三

草津町告示第十八号

第四回草津町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和四年四月五日

草津町長 黒岩信忠

記

一、日 時 令和四年四月八日 午前十一時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

- 議案第 一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第二次）
- 議案第 二号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第一次）
- 議案第 三号 令和四年草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第一次）
- 議案第 四号 財産の取得について
- 承認第 一号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第	二号	専決処分事項の承認を求めることについて
報告第	一号	町長の専決処分事項の報告について
報告第	二号	町長の専決処分事項の報告について

第一日  
四月  
八日  
(金曜日)

本  
会  
議

令和四年第四回草津町議会臨時会議事日程（第一号）

令和四年四月八日（金曜日）午前十一時開会

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 会議録署名議員指名
- 第四 会期決定
- 第五 議案上程
- 第六 議案第一号から議案第四号
- 第六 議案第一号から議案第四号委員会付託（別紙付託案）
- 第七 休 憩
- 第八 付託議案にかかる委員長報告  
（総務観光常任委員会・温泉温水対策特別委員会開催）  
総務観光常任委員長  
温泉温水対策特別委員長
- 第九 議案第一号から議案第四号 質疑・討論・採決
- 第十 承認第一号、承認第二号上程・質疑・討論・採決
- 第十一 報告第一号、報告第二号 報告
- 第十二 閉 議



第十三 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十二名)

一 番	安 齋 努 君	二 番	有 坂 太 宏 君
三 番	市 川 祥 史 君	四 番	安 井 尚 弘 君
五 番	小 林 純 一 君	六 番	金 丸 勝 利 君
七 番	中 澤 康 治 君	八 番	湯 本 晃 久 君
九 番	中 澤 広 夫 君	十 番	黒 岩 卓 君
十 一 番	宮 崎 公 雄 君	十 二 番	宮 崎 謹 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君	副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君	総 務 課 長	石 坂 恒 久 君
税 務 課 長	黒 岩 一 弘 君	税 務 課 課 長	熊 川 一 記 君
企 画 創 造 課 長	田 中 浩 君	観 光 課 長	宮 崎 健 司 君
住 民 課 長	堀 田 高 史 君	福 祉 課 長	中 澤 一 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

萩 原 健 司

議 会 書 記

大 坪 真 理 子

健康推進課長	和 田 修 君	生活環境課長	宮 崎 雄 一 君
土 木 課 長	川 島 和 武 君	上下水道課長	岡 田 薫 君
温 泉 課 長	関 亘 君	会 計 管 理 者	一 場 礼 子 君
教育委員会事務局長	白 鳥 正 和 君	こどもみらい課長	高 井 洋 一 君
ベルツこども園長	橋 爪 保 君	総務課課長補佐	宮 崎 直 也 君
総務課課長補佐	青 木 聡 君	社会福祉協議会事務局長	宮 下 耕 次 君
総 務 課 主 任	新 田 美 幸 君		

開 会 午前十一時一分

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒岩 卓君） 皆さん、おはようございます。定刻になりました。ただいまから令和四年第四回草津町議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ちまして、四月一日付の人事異動に伴う部課長の紹介を副町長よりお願いいたします。  
副町長、どうぞ。

○副町長（福田隆次君） おはようございます。

それでは、四月一日付の人事異動、初めに課長の昇格でございます。

税務課課付課長、熊川一記。

○税務課課付課長（熊川一記君） 熊川です。よろしくお願いいたします。

○副町長（福田隆次君） 健康推進課長、和田修。

○健康推進課長（和田 修君） 和田です。よろしくお願いいたします。

○副町長（福田隆次君） 上下水道課長、岡田薫。

○上下水道課長（岡田 薫君） 岡田薫です。よろしくお願いいたします。

○副町長（福田隆次君） 教育委員会、こども未来課の課長、ベルツこども園の園長、橋爪保です。本日、不在で失礼をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、課長の異動でございます。

上下水道課長から土木課長になりました川島和武です。

○土木課長（川島和武君） どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（福田隆次君） 健康推進課長から社会福祉協議会事務局長になりました宮下耕次です。

○社会福祉協議会事務局長（宮下耕次君） よろしく願います。

○副町長（福田隆次君） 以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） ありがとうございます。皆様、よろしく願います。

ただいまの出席議員は十二名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長（黒岩 卓君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

#### ◎会議録署名議員指名

○議長（黒岩 卓君） 続いて、会議録署名議員を指名します。

六番、金丸勝利議員、八番、湯本晃久議員の両議員を指名いたします。

#### ◎会期決定

○議長（黒岩 卓君） 会期についてお諮りします。会期については、本日一日とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、会期については、本日一日と決定いたしました。

◎議案第一号、議案第四号の一括上程、説明

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案の上程をいたします。

議案第一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第二次）について説明を願います。  
総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第一号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第二次）。

令和四年度草津町の一般会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十九億四千八百七十一万二千元とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和四年四月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページ、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明を申し上げます。

表中の款名、補正額の順に申し上げます。

まず、歳入として、十九款繰入金二千万円の増額。

下がりました下段、二ページ、歳出について申し上げます。

二款総務費二千万円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに二千万円を増額し、それぞれを四十九億四千八百七十一万二千元にしようとするものでございます。

慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第一次）について説明をお願いします。

企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第二号について、朗読と説明をさせていただきます。

令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第一次）になります。

第一条、令和四年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第二条、令和四年度草津町千客万来事業会計予算（以下予算という）第四条、本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億三千二十五万六千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額二百二十九万六千円及び過年度分損益勘定留保資金一億二千七百九十六万円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第一款資本的支出、第一項建設改良費におきまして、既決予定額二千五百二十五万八千円に対しまして、補正予定額を六千七百五十六万円とし、計九千二百八十一万八千円とするものです。

第三条、重要な資産の取得は次のとおりとする。

一、取得する資産、種類は土地です。名称、草津町大字草津字折目甲五百二十四番百九。数量、四千四百五十七平方メートル。

令和四年四月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第三号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第一次）について説明をお願いします。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第三号について、朗読、説明申し上げます。

議案第三号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第一次）です。

第一条、令和四年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第二条、予算第四条、本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する二億五千七百七十一万二千元は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額二千二百八十五万二千元、過年度分損益勘定留保資金二億三千四百八十六万円を補填するものとするに改め、資本的支出予定額を次のとおり補正する。

支出です。第一款資本的支出、第一項建設改良費で、補正予算額六千七百四十四万円を増額し、合計二億六千八百五十三万八千円としようとするものです。

第三条、重要な資産の取得は次のとおりとする。

一、取得する資産、種類、土地。名称、数量です。草津町大字草津字泉水五一一の一、四千二百七平方メートル。同じく泉水五一一の八、百八十五平方メートル。同じく泉水五一一の九、百四十九平方メートルでございます。

令和四年四月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第四号 財産の取得について説明を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 議案第四号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第四号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年草津町条例第七号）第三条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和四年四月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。この本書にて内容の説明を申し上げます。

記として、一、取得する財産は、種別、土地でございます。所在地は、草津町大字草津字滝下原五百五十一番地一及び同五百五十七番地一の二筆でございます。地目は、いずれも山林。地積は、二千八百十九平方メートルと四千五百三十平方メートル、計七千三百四十九平方メートルでございます。

二としまして、取得金額は金二千万円。

三、契約の相手方は、東京都江東区南砂二丁目五番十四号、株式会社TAKプロパティ取締役支配人、村上憲二氏でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 以上で議案にかかる説明を終了いたします。

#### ◎議案第一号、議案第四号の委員会付託

○議長（黒岩 卓君） お諮りします。議案第一号から議案第四号まで、お手元に配付の別紙付託案のとおり担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。



暫時休憩いたします。

休憩 午前十一時十二分

再開 午後一時三十分

○議長（黒岩 卓君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（黒岩 卓君） 付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長、どうぞ。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 令和四年第四回草津町議会臨時会におきまして当委員会に付託されました議案について、第一委員会室で先ほど慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

（一）議案第一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第二次）担当項目。

令和四年度草津町一般会計補正予算（第二次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入歳出ともに二千万円を増額しようとするものであります。

内容としましては、歳入において、財政調整基金二千万円を財源として繰り入れるものです。歳出では、二款総務費、一項総務管理費において、町有財産管理事業土地購入費、七千三百四十九平方メートルとして、二千万円を計上するものであります。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

（二）議案第二号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第一次）。

本議案は、土地の賃貸借契約を締結し運営を行っている西の河原駐車場において、今般、売買の協議が調ったことから、当該土地四千四百五十七平方メートルを路外駐車場用地として購入するため、六千七百五十六万円を計上しようとするものです。

委員からは、取得土地に関する地役権の設定方法などについて質問があり、当局からは、民法上の解釈における内容を含め、丁寧な説明がありました。

また、委員からの意見として、地役権の設定における今後の料金の徴収について、平等性の観点からの検討が要望され、当局からは、今後、担当課を中心に検討していくとの回答がありました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

(三) 議案第四号 財産の取得について。

本議案は、草津町大字草津字滝下原五五一番一、同五五七番一の二筆、計七千三百四十九平方メートルについて、景観と自然環境の保護を目的として、普通財産として購入をしようとするものであります。

委員からは、購入取得後の管理の方法などについて質問がなされ、当局からは、景観や自然保護の観点から取得するものであり、今後も適切な環境保全に努めたいとの説明がありました。

また、隣接する国(財務省)の土地について、今後動きがある場合は、町側との連絡と連携を密にしていってほしいとの意見があり、当局から了解の回答がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長(黒岩 卓君) 続いて、温泉温水対策特別委員長。

(温泉温水対策特別委員長 宮崎謹一君 登壇)

○温泉温水対策特別委員長(宮崎謹一君) それでは、温泉温水対策特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本日開催されました臨時議会におきまして当委員会に付託されました議案第三号について、慎重審議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

当委員会の委員長報告の前に、総務委員会の委員長報告もありましたので、関連するものでありますので、当委員会として中心に審議したことを報告申し上げます。

本議案は、令和四年度の温泉温水供給特別事業会計の執行に当たり、資本的支出において、公共用地四千五百四十一平米を固定資産購入費により、六千七百四十四万円で購入しようとするものであります。これは、第二号議案とも関連しておるところでございます。

当委員会といたしましては、やはり温泉保護ということを一番重点に置いて、この用地が非常に将来、条例もできましたが、温泉を適切に管理し、草津温泉のさらなる保護、また運営について、重要な土地であるという観点から取得するということがあります。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告といたします。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） 以上で付託議案に係る委員長報告を終了いたします。

#### ◎議案第一号の質疑、討論、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第二次）について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第二次）、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、第一号議案については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

◎議案第二号の質疑、討論、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第一次）について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第一次）については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、第二号議案については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第三号の質疑、討論、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第三号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第一次）について、質疑を行います。

質疑をどうぞ。

有坂議員、どうぞ。

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。

二号議案とも絡みがあったんですけども、取りあえずこっこのほうがいいかなと思って、二号議案のときは黙っていたんですけども、西の河原公園の駐車場、二号議案と三号議案で購入することなんですけれども、委員会するとき、委員長報告にもあったんですけども、地役権設定ですか、ちよつとご説明いただきたいのと、あと、駐車場で今現在でも、何となく町のうわさ話なんですけれども、赤字になっているんじゃないかというお話もちよこちよこ耳にしているんですが、これ買って、今後の駐車場料金の設定とかは、どのようにお考えになっているのか、二点お伺いしたいと思います。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） まず、地役権設定って何ぞやとありますけれども、二つの土地があって、承役地、要役地という言い方します。そういう中で、右にある土地から左に出ようと思ったときに、左の土地を通らなければ道路につながらないと、こういうものの中で、地役権設定というのは、通行地役権という形で、そういう例は世の中にはあります。

地役権設定というのは、地上を通る権利と地下を使う権利、例えば地下鉄なんか、浅いところを通ると、地役権設定がされる可能性がある。それから、空中に対しても地役権設定ができます。大きな送電線ができると、その下に家があると、上どンドン高くなると、送電線に悪影響を与えるということで、送電線の下に家を建たないようにするための地役権設定みたいのがあります。

今回ののは地下を通る、地下一、二メートルぐらいですかね、通る地役権設定ということでありまして、表面上の権利はないです。ですから、そこに駐車場を造ったり、駐車場に車止めたり、除雪したり、仮設で何か置くぐらいのことは、そういう不利益はありません。ただし、その上に建物を建てるとなると、これは地役権を侵害することになると思います。

そして、地役権については、法律上の規定の中で、有料か無料かというものが法律上書かれていません。

もう一つの解釈は、囲繞地って、袋地があつて出られないところの通行権という判断しますと、これは民法上、有料と法律に書かれている。だから、払わなければならぬ。そして、その土地が売買されても、AからBにどンドン引き継がれても、囲繞地というものの通る権利というのは消滅しません。

それで、もう一つは、今度は地役権が変わってくる、難しいんですけど、地役権が変わってくると、売買されたときには、登記がないと対抗力がないという判断も出てくるので、今回、相手方といいますか、今現在、もう既にそこに温泉の埋設物がずっと通っているんですけども、その権利について、町としては承知をせざるを得なかったと。

本来ですと、土地の売買というのは、全て権利設定が抹消されて、真っさらになった中で売買されるのが一般常識なんですけれども、今まで地役権設定という登記上の行為をされていませんでした。ただ、町が買収するといったら、相手方というか、そのパイプの所有者側から、町が持っているうちは安心なだけですけども、誰か第三者に売られたときに対抗力を失うんじゃないかという、そういう意味があるらしいんですけども、それについて、竹中工務店、TAKプロパティ、竹中工務店と同じ、関連会社ですから、それに、私のところに直接言ってこなかったんですけども、TAKプロパティのほうに地役権設定をしてくれという解釈があつたみたいです。

それで、解釈は、最初TAKプロパティが、草津町が買った後に相対で地役権設定してくれと言われたんですけど、それはできないと、そんなばかげた話は世の中に存在しないと。だから、竹中として、TAKプロパティが地役権設定して、それを承知で草津町が買うという理論じゃなきゃ買えないと、それを突っぱねました。相手方も分かったということで、委員会でも資料をお渡しいたしましたけれども、地役権設定の色合いの部分が違ふところありますけれども、その部分について、町は承服をせざるを得なかったということがあります。

ただし、それをやることによって、何の権利設定もない土地と設定された土地の差が出てくるわけですけども、これについては売主のほうに強く申し入れました。当初は全く、傷がついた部分についての減額がなかったんですけども、うちの担当課長の田中君もよくやってくれて、相手と交渉して、そこまでならいいだろうという判断で、今回の契約に至ると。

委員会でも申し上げましたように、停止条件付仮登記、停止条件付の売買契約というのが本来正しいんですけども、不動産というのは、早め早めに契約を結ばなければ、一日、二日で契約がペアになってしまうこともあり得るんですね。そうすると、まず停止条件で相手と契約結んじゃうと。結んでおいて、議会の議決を経た後に売買契約が成立するというのが一般常識からするとあるんですけども、今回は私の判断で、議会に対して礼を尽くすという意味で、議決をもらって一週間後の売買契約になるということでありますので、間違いなく契約になります。一〇〇%、それは大丈夫ですから。だから、議会、今日議決もらえれば、十五日に、もう全て調べていますから、契約になります。

その中で、委員会でも質問が出て、賃料はどうするんだという話になりますと、そもそも論で、囲繞地通行権については、法律上、有償とすると書かれているんです、民法の規定で。地役権については書いていないんです、何も。だから、それは地主側と、その土地を地下でも家でも使う人の間で取決めがあれば、それは民法上は民法契約の自由の原則とありまして、公序良俗に反しない限り契約は何を書いてもいいというのが民法の規定ですから、それは有効になってくるということなんですけれども、それで、交渉段階では、僅かな金額なんですけれども、それを決めて契約しようというふうに判断したんで

すけれども、私が見たら、結局それは曖昧な形で、文章として書かれていなかったと。だから、その書かれていないものを町が引き継ぐという話になります。

その中で、町が正式に取得した中で、相手方に、非常に少ない金額なんであれなんですけれども、公平の原則からすれば、やはり草津町の土地、また道路の中には、民間のパイプもいろいろ入っていますので、それは道路占用料という形でもらっていますので、公平の原則からすればそうなりますので、交渉はしてみたいと思いますけれども、結果がどうなるかはちょっと分かりませんが、ただ、法律論でいくと、圍繞地通行権は有償とすると書かれていますけれども、地役権については法律上、明文がないということがあります。

一般論でいうと、お金を払わないと何の権利もないという権利になっちゃうんですよ。だから、賃貸借で金を払ってれば対抗力持つんですけども、使用貸借という無料の貸借ですと、対抗力持たないということであるんですけども。じゃ地役権が、お金を払わなかったから、賃貸借の金払わなかったためと同じ解釈になるかというところ、法律は簡単にはいけません。だから、払わなかったからといって、使用貸借に変わって権利がないんだよということを言うこともできない。

この辺が非常に微妙ですけども、法律にもともと明文化がないという、地役権については。そのようにご理解、ただしサンプルに考えれば、人の土地を使わせてもらうわけですから、それは受理したいパイプの使用の間で、多少の賃料が発生するというのは当たり前だと思います。そういう意味で委員会でも言われましたから、努力はしてみたいと思います。

あと何だった……

○二番（有坂太宏君） 駐車場料金。

○町長（黒岩信忠君） 一台が今、五千三十円という契約で、おととい公社のほうから、誰が幾ら、何台止めているという費用を出させましたけれども、赤字になっているのかと思ったら、何とかとんとんと。それで、竹中に対して二百万ちよっとほど払っていました。それを含めて、あそこで働く人たちが、バイトを入れて七人になるんですけども、年間の全ての経費が七百万ちよっと切るぐらいなんです。だから、本当に安い賃金で、あそこで働いているということ、それでやって、



多少、今のもらった、公社から持ってこさせた資料ですと、多少利益が出るという程度なものですから、だから、私としては多額の投資をするわけですね。それに見合った賃料をもらうという、そういうのは、普通は常識なんですけれども、そういうことではなく、何とかやりくりできていて、町民が納得する数字というものがどこにあるか、よく考えてみて、そして、ただで何かしようと気はさらさらありませんけれども、どこかできちんと整理もできるものはしてまいりたいと思っています。よろしいですか。

○議長（黒岩 卓君） 有坂議員、どうぞ。

○二番（有坂太宏君） 質問じゃないんですけれども、最後のあれなんですけれども、町民の方が今、大変駐車場を利用して、いるんで、それに対する施策だと思っんで、お互いに、利用者にとっても高くない、町としても損しないような経営をしていただきたいかなという要望をさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒岩 卓君） 有坂議員、要望はなるべくやめてください。  
ほかに質疑、ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議、ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第三号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第一次）について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第三号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第四号の質疑、討論、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第四号 財産の取得について、質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第四号 財産の取得について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第四号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎承認第一号の上程、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、承認第一号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、承認第一号について、朗読と説明をさせていただきます。

承認第一号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和四年四月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一の処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためでございます。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

専決処分の内容につきましては、令和三年度草津町一般会計補正予算（第十次）でございます。

もう一枚おめくりいただきますと、補正予算（第十次）にて説明をさせていただきます。

令和三年度草津町の一般会計補正予算（第十次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十七億九千二百九十九千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりいただきますと、一ページの歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

まず、歳入として、十九款繰入金一千万円の増額。

下がりました、二ページ、歳出について申し上げます。

八款土木費一千六百一十一万四千円の増額、十二款予備費百六十一万四千円の減額。

以上、歳入歳出それぞれに一千万円を増額し、総額を五十七億九千二百九十九千円にしようとするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 朗読と説明が終わりました。

続いて、承認第一号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

中澤康治議員、どうぞ。

○七番（中澤康治君） この一千六百六十一万四千円というのは、具体的にどんな内容でしょうか。

○議長（黒岩 卓君） 土木課長。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） それでは、中澤議員のご質問に説明をさせていただきます。

具体的な内容ですが、除雪委託料の増額になってございます。除雪委託料を一千六百六十一万四千円の増額をしようとするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員、よろしいですか。

今の質問は、四ページを見れば書いてあることなんで、中身をもう少し検討してから質問してください。  
ほかに質問ありますか。

有坂議員、どうぞ。

○二番（有坂太宏君） 同じ中身なんですけれども、たしか前回、土木課長は替わられたばかりで、ちょっと詳しくは分からないかもしれないんですけども、ちゃんと引継ぎしているかあれなんですけれども、前回たしか、二十四回だか増額して、補正予算が出て、たしか議会でも承認したと思うんですけども、今回の一千六百六十一万四千円、何回分追加になったのかという意味だと思うんですけども、多分、中澤康治さんの質問の趣旨としては、

それを引き継いでいっていただいているなら、お答えいただきたいんですけども、もし無理なようなら大丈夫ですけれども。

○議長（黒岩 卓君） 土木課長。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 有坂議員のご質問にご説明をいたしますが、何回分というのは、すみません、引継ぎを受けていないんですけれども、令和三年度の出勤回数は計二十二回になっております。

ちよつと余談になるんですけども、平成四年度から三十年間の出勤回数の記録がございますが、一番多かったのが平成七年度の二十七回で、二番目に多かったのが令和三年度の二十二回でございました。三番目に多かったのが平成六年の二十回ということで、すみません、質問には答えられていないんですけれども、二十二回というふうには、この三十年の中で第二位ぐらいの出勤回数があったということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 副町長。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） 今の質問に補足をさせていただきます。

回数につきましては、前回二十四回というご記憶があるということですが、実は一回に降る雪の量が大変多いという今年の降り方でございます。かいた雪を積んでおいて、それを排雪する、運び出す、そういう時間が委託業者の中で、大変多い時間がかかっているということで、前回補正させていただいたんですけれども、さらに足らなくなってきたということで、今回また追加の補正をさせていただいたということでございます。

回数もここ数年に比べれば多いんですけれども、何しろ量が多くて、作業時間に手間取って、費用がかさんでいるというような状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○二番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑をどうぞ。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第一号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よつて、承認第一号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認いたしました。

---

◎承認第二号の上程、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、承認第二号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

説明と朗読を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、承認第二号について、朗読と説明をさせていただきます。

承認第二号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和四年四月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一の処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためであります。

一枚おめくりください。

専決処分書の写しにて説明をいたします。

専決処分の内容につきましては、令和四年度草津町一般会計補正予算（第一次）でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、補正予算（第一次）にて説明をさせていただきます。

令和四年度草津町の一般会計補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億三千二百九十一万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十九億二千八百七十一万二千万円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりください。

一ページ、歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

まず、歳入として、十五款国庫支出金二千八百八十万五千円の増額、十六款県支出金一億百八十一万三千円の増額、十九款繰入金二百三十万円の増額。

下がりました、二ページ、歳出について申し上げます。

二款総務費二百三十万円の増額、三款民生費二千八百八十万五千円の増額、七款商工費一億百八十一万三千円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに一億三千二百九十一万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を四十九億二千八百七十一万二千万円にしようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、承認第二号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

小林議員、どうぞ。

○五番（小林純一君） 事項別明細書のほうの四ページ、ふるさと納税事業費についてお伺いします。

草津町ウクライナ支援事業、これ多分、新聞で書かれていたウクライナへの寄附のことだと思っただけですが、二百三十万円が今計上されていますけれども、この寄附の目的と、あと寄附する先について、説明をお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） この草津よいところ元気基金の繰入れということでもありますけれども、二百三十万円ということですが、今、草津町は、ふるさと納税を新年度からスタートさせておりますけれども、新年度からふるさと納税いただいた方の中、そして草津町が頂く分、三割返しは今までどおりそのまま、草津町の負担分として五%をウクライナに、人道支援、または、それから復興支援に充てたいというふうを考えて、これをやり遂げるといふ判断をしたものであります。

今、ネットを調べてもらおうと分かりますけれども、ほとんどの市町村が、ウクライナ支援についての募金並びに、ふるさと納税を利用した募金といえますか、お金集めをしているということですが、通常の草津町のふるさと納税の集まった中から五%返すというのは、全国でも例がないという判断しておりますけれども、ふるさと納税の特典で何かといいますと、返礼品がつくということは草津町が得であると。しかし、ほかのところは、返礼品ゼロがほとんどですね、ないんですね。だけれども、それは何かというと、ふるさと納税の仕組み上、所得税と住民税の控除がされると。だから、経費扱いになるんですね、個人でやりますと。経費扱いになりますから、確定申告のときにそれを出せば、それは経費として税金が安くなるということのメリットは、ふるさと納税のサイトを使ってやるということは、それはメリットが大きいと思います。

通常の寄附ですと、場所によっては経費扱いにならないということだと思います。群馬県がいい例ですけれども、ふるさと



と納税のサイトを使って金を集めて、そして、法人の場合については、集めた場合には、全額が法人税のほうで減額、それが一〇〇%経費扱いになるということになるかと思えます。

なぜこういう判断をしたかといいますと、単独でふるさと納税のサイトを使ってお金集めをして、そっくり寄附する方法も考えました。一番は、ネットを見ましたら、ウクライナの支援ということで、有名になりました泉佐野市がやはりそういう趣旨で、私が見たとき、七千万ぐらい集めていましたけれども、そっくり、それ返礼品ゼロで送っている。そのやり方が日本でほとんどでありますけれども、草津の場合は、ある意味では、返礼品をつけても県内で一、二を争う、ふるさと納税頂いている町でありますので、分母が大きいということの中で、5%といいますと、令和三年度でいくと、三千八百万円ぐらいになると判断しています。

三月末で七億六千三百万円、寄附の申込みがありました。申し込んでおいても、それを振り込んでこない人もいますから、大体七億六千万円ぐらい、そうすると、三千八百万円が令和三年度で、照らし合わせれば、そういう数字になるということ、集めやすいと判断しました。

そして、ちよつと勘違いされると困るんですけれども、寄附金というのは、行政としては、本当は存目で一千円でもいいんですよ、寄附って集まるかどうか分からないわけですから、だけれども、それではあまりにもちよつと、いかがなものかいふことで、この二百三十万というのは、昨年の四、五、六月の集めた金額の5%を計算しました。それで二百三十万という数字が出ました。四、五、六月というのは、あまり集まらないんですよ。圧倒して集まるのが十二月で、十二月三十一日になりますと、一日で七千万ぐらい集まってくるという、非常に偏っているわけですから、ただ、草津町のふるさと納税は、これは観光草津にとっての大きなメリットであるし、七億集めりゃ、恐らくその三倍、二十億を超える経済効果をもたらすものと思っております。

ですから、ふるさと納税をきちんとそのままやって、そして、その中で、本来ですと草津町が頂くものでありますけれども、その中から5%をウクライナへという判断をいたしました。

ふるさと納税で集めているサイトはたくさんありますけれども、返礼品ゼロです。それがいいのか、草津町みたいに、集めた中から5%町の取り分を出すというのも考え方の一つでありますけれども、判断するとき、本日に一日、二日で判断しなきゃならないということの中で、私の判断で、この事業は持ち上げさせていたということでもあります。

寄附するのは、そのお金が何に使われるかということになると思うんですけども、当初はウクライナ大使館に届けると判断したんですが、どんなに連絡取っても連絡が取れないんです、大使館が。その中で、群馬県のほうとも協議した中で、群馬県のほうからも指導いただいたんですけども、日赤を通じてウクライナ支援ということで、それなら間違いはないということが分かってきましたので、当面は日赤のほうに毎月毎月、集まったお金を5%を通じて、そちらのほうに寄附して、ウクライナの人道支援と復興支援です。そこにしつこく言って、それで、町として寄附をしていきたいということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○五番（小林純一君） 以上です。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑はございますか。

中澤康治議員、どうぞ。

○七番（中澤康治君） 上毛新聞によると、ふるさと納税の5%、先ほど町長さんがおっしゃったように5%と書いてありますんで、単純に計算すると三千万円以上になると先ほどおっしゃいました。

それで、今の説明だと、去年の四、五、六月の集めたものの5%、これ、新聞発表と何か大きく違うような気がするんですけども、すごく誤解されるおそれがありますんですけど、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） さつきも申し上げましたように、寄附金というのは、基本的には存目でいいんです、行政の財産上の処理は。一千円でもいいんですよ。ですから、一千円載せておいて、集まったら補正を組むということが行政のやり方なんです。

例えば、三千八百万円を今度の補正予算で載せたとしますね。そういう考えもあつたんですけれども。そうすると、草津町は何が何でも七億六千万円集めるんだというふうになりますけれども、何度も言いますが、国から来る交付税とか、いろんなものの収入とかというものなら、きちんとくろみがかつていて、予算上程できますけれども、寄附ですよ。意味分かりますか。新聞発表はあくまでも、ここに書いたと思うんですよ。令和三年度の実績でいけば三千万以上になるということを書かれたと思うんで、自動的に草津町が三千万、四千万を令和四年度で寄附できるということは、別に書いていません。ただ、一つの例として言っただけであつて。

だから、当局としては、予算の組立てというのは、よく勉強してください。何が何でも、それじゃ三千八百万円をここに載せなきゃいけないのかということ、それは全くの間違いで、間違いなんです。寄附というものは、もらつて初めて予算に計上すればいい話であつて、それを最大限見繕うというのはいかがなものかと思えます。これは行政の執行権の範疇です、幾ら載せるかは。少なく載せたのが悪いと言われても答えようがない。もう少し財政勉強してください。

ですから、どんどん集まってくれば、六月定例で補正もするかもしれないし、九月でするかもしれないし、寄附というものはそういうものです。絶対に集まるという判断するほうが間違つています。

だから、例えば、去年かな、一人の方が、言つていいでしょう、野口さんという方が亡くなられて、そうしたら、司法書士のほうに全て財産預けるといふことで、六千万以上寄附頂きました。最高額です。これ、ふるさと納税じゃなくて、単純に草津町のために使つてほしいと。それは私としても、大分前から聞いていました。じゃといって、それを六千万載せていいんですか、予算書に。違つてでしょう。それはもらつてから載せるもんで。

だから、本当は存目一千円でもいいんですけれども、分かります、存目という言葉。そもそも載せておくもの、ゼロじゃ

まずいけれども、一千円載せておけば足りるんですよ、寄附というものは、行政の処理上の問題で。

さっきの六千万を、大分前からその話は聞いていましたので、多分捕らぬタヌキの皮算用で、最初から載せちゃうといつたら、もし寄附がなかったら歳入欠陥を起こすじゃないですか。だから、行政というのはそういうものなんです。だから、補正というのがあるんですよ。当初予算で、全てが数字が出ればいいですけども、そんなこと不可能に近い。だから、三月定例、六月定例と、定例議会のたびにいろんな補正が出るでしょう。そういう意味です。

その質問される、極論言えば、意味が分からないと思います。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○七番（中澤康治君） もう一回。

○議長（黒岩 卓君） どうぞ。

○七番（中澤康治君） 確認ですが、二百三十万以上、これからは出ないということでしょうか。

それから、もう一つ、ビーティヒハイム・ビッシンゲン市と共同で何か、文章を見ましたんですが、名前を共同で何か出すんでしょうか。

それから、もう一つ、群馬県は難民を積極的に入れるという話がありましたですが、草津は受入れはどんなふうになっているんでしょうか。

この三点、もう一回お願いします。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 行政として説明しようがないんですね。だから、六月までの三か月間で、これだけ集めると判断したと言ったでしょう、ぐらいはもらえるだろう。これより減ることもあるし、増えることもあるかもしれないし。だから、六月定例でまた補正を組んで増やすか、そのまま、行政の権能としてできるわけですから、一切補正せずについて、でも補正

をしないと、今度は返礼品の三割返しができなくなるんで、恐らく六月でまた補正するようになると思います。そして、そこで三割を返す返礼品の補正を組むという理論になるんで、意味分かりますか。だから、二百三十万と書いたから、ずっとこれで絶対増額しないのかと、そうじゃない。補正って何だかまず勉強してください。お願いします。答弁するのができなくなっちゃう。

それと、ウクライナの問題で、ビッシンゲン市から、これは突然市長からメールが来たんです、私のところに。そして、別に私のほうが何か連絡したわけじゃないですけども、ビッシンゲン市のほうから取組について、一言で言えば、草津町がやってくれたことに、すばらしいと言ってくれたと。そのメールが来たものを参考にお示ししたということで、ビッシンゲン市と共に何かやるということではありません。

それから、避難民の受入れ、当然受け入れていきます。知事から直接、私の携帯に来ていますし、そうなったら町長、受け入れてくれますかという、喜んで受け入れる。ただ、おいでいただくかどうか分かりませんが、そういう中で、草津町に希望する避難民がおいでになれば、町として温かく迎えて、住まいを提供して、時には仕事もあつせんであればと思います。

それは以前からも明言してきたつもりですけども、そういうふうに入受れをしていきたいということ、何しろ、そういう質問されると、そもそも論で、補正って何だということから説明しなきゃ分からないという話になっちゃうんで、それは議員必携というのをよく読んでください。それは、自分が分からないことを、この議場は質問するところじゃないんです。当局が出した議案に対して、いいとか悪いとかというのを質疑することが議員の役目なんで、何か勘違いされている。自分分からないから、分かるために、勉強のために補正について説明してくれと、そういう場所ではないということをしていきます。答弁のしようがない。

○議長（黒岩 卓君） ほかに。

湯本議員、どうぞ。

○八番（湯本晃久君） では、すみません、今の話も含めまして、改めて質疑させていただきまますけれども、この寄附ということ、町長、一年間というふうにおっしゃっていましたが、その一年間というところで、例えば一か月に一回とか三か月に一回とか、そういう単位というのがあると思うんですけれども、そのスパンは、どのくらいの単位ごとに寄附をしていくというふうに計画をされているでしょうか。

そして、それはその都度、寄附の実績に応じて予算の補正をしていくということ、そういう理解でよろしいですか。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 補正は三か月に一回ごとです。なぜかという、二百三十万円で書いたんで、今度は三割返しの返礼品を送れなくなっちゃう、不足すると。だから補正します。そういう意味です。分かりますよね。まずそれが一点。

それと何だったっけ、あまりにも……

○八番（湯本晃久君） どのぐらい実際に赤字に、どのぐらいの単位で送るのか。

○町長（黒岩信忠君） 毎月毎月、ウクライナのほうへ送ります。だから、四月で集まった金額は、五月の中旬頃まで、遅くも、事務処理がありますから。本当は振り込んだ金額の何%というものを振り込むんですけれども、それにはどうも聞いた、一か月以上かかるといことなんで、大体振込金額と、それから申込金額というのはずれが出るんですよ、金額が変わることがあるんで。私が言っているのは、実際にもらったお金の5%ということなんで、例えば四月で集まったのを五月に送るわけですけども、それはある程度見越して、一定の数字をはじき出して送金します。

最後にどこかできちんと整合性を取るとい形で、毎月毎月、赤字のほうに振り込んでいきたいと。だから、四月分が出たら、四月分を五月に、五月分を六月に、六月分を七月にということ、一年間続けていきたいと思っております。

そして、日赤に何か方針ですと、今、人道支援ということで集めているらしいんですけども、それから復興支援というもの、日赤がどのように変わってくるかを見極めた上で、その後のあれは、また対応をどこにするのか判断してみたいと

思います。

ただ、草津町長、草津町として、世間に対して、社会に対して、一年間ふるさと納税の5%をウクライナに人道支援、復興支援として送りますと言ったことは、世間に対して約束したわけですから、これは何があっても、それは続けます。それこそ世間から、草津は何しているんだとばかりにされてしまいますので、私は約束を守るという意味で、それを続けていきたい。それで、一年間たったところでどうするか、皆さんとも相談の上で、また判断をしてみたい。

だから、最低一年間は、世間に対して約束しましたから、きちんと続けていくということをご理解いただきたいと思いません。

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員、まだありますか。

○七番（中澤康治君） 群馬県議会ですら五十万なんです。これ、一年間で約三千万を超えるような、こんな大きな、ちよつと支援は少し、本当に大変でしょうけれども、あちらのほうとしては。しかし、ちよつと大き過ぎるんじゃないでしょうか。その分、町でも相当疲弊しています。その金額を温水か何かで安くしたほうが、町民は喜ぶんじゃないでしょうか。どういうふうにお考えでしょうか、もう一回……

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員、質疑は質疑で、意見があるんだったら討論のときに言ってください。

○七番（中澤康治君） 分かりました。

○議長（黒岩 卓君） 質疑に答えますか。

どうぞ、町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） まず、議会のルールを申し上げておきます。

一回座っちゃったら、もう手を挙げられないんですよ、いいですか。一回質疑終わったでしょう。そうすると、何度も繰り返して立って質問することは許されません。まずそれを申し上げておきます。

あなたも一万円出しましたよね。それで、議員さんが十一万ずつ出して、十二万出した。そこに私が三万円足しました、個人で。それで十五万にして、ウクライナ大使館に送ったと報告を受けています。だから、当然私は、皆さんが大賛成という思いがあったという判断をして、決断はスピーディーにしなきゃならないということをやったわけでありませう。

これは、申し上げておきますけれども、町民の皆様から預かった金ではありません、寄附は。いいですか、町民の税金の中からウクライナにやろうとしているんじゃないんです。世間の人たちが草津町に善意で、また草津町に来たいという意味でしてくれた寄附の中から、ウクライナに五%を応援しようという意味で、ふるさと納税だから、集まったから、その部分ほかにへっちゃいけないというルールじゃなくて、あくまでも寄附を相手に渡すということで、国からもらう交付税でもなければ何でもありません。意味がまるつきり違う。

町民が疲弊するというのは分かっていますよ。だからこそ、ほかではない、コロナ対策に対して十分、十分というか、思いつくこと全てやっていきたいと。どこよりも充実した対応を打ったと思いますよ。

それはそれとして、中澤議員も一万円出したじゃないですか。こんなひどいことされて、送ってやりたいと、皆さんも出したわけですよ。私もそこへ三万円出したわけですよ。それが多過ぎるどうの、よくないみたいな発言されることは心外な話である。

何度も言います。あくまでも町民の税金ではない。税金と違うんですよ、趣旨が。あくまで寄附金です。

よく、だから寄附でこういう、私の、こんなこと言いたくないんですけれども、おばが、もう大分前ですけども、血のつながったおばが四千万寄附してくれました、草津町に。そのときに、何に使ったらいいんですか、おばさんに聞きましたら、任せると判断言ってくれましたけれども、そういう寄附というのは、寄附者の善意で成り立っているものが寄附なんです。町民から預かった税金とは意味が違います。

だから、それと、覚えておいてください。いいですか。予算書は款、項、目、節となっている。読み方分かりますか、款、項、目、節。議会の議決を取るのには款と項だけであって、目、節は行政の執行権の範疇にある。そういうこともよく勉強し



てください。

ですから、あくまでも寄附金を、そういう趣旨で今度は、ふるさと納税を含めた中で、ウクライナに5%送りますとネットにもきちんとして書いて、その上でふるさと納税の寄附を受け入れているわけですから、世間との約束事でやっているわけですから、それを逆に、その5%を削って町民に還元したら、草津町何しているんだと言われるでしょう。違いますかね。これは議論することではない。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、先ほど討論がありそうなので、討論をしたいと思えます。

それでは、討論に移ります。

まずは、反対の方の討論からいきます。

この承認について、反対の討論をされる方、挙手を願います。

中澤康治議員、どうぞ。

登壇してどうぞ。

〔七番 中澤康治君 登壇〕

○七番（中澤康治君） ふるさと納税のことを町長さんはおっしゃいましたけれども、いずれにしても、納めようとする人た

ちは、草津温泉に対するふるさと納税として納める、彼らは、納めてくださる方は納めてくださる。

我々は、それを基に、いろんなものに、草津がよかれと思っていることに投入するわけです。草津町が疲弊しているとしたら、それに疲弊しているほうに投入してもいいし、それから、今のように入国に投入してもいいかもしれません。

しかし、優先順位と、それから額の問題があります。数千万、三千万を一年間に超えるような、これはちょっと多過ぎるんじゃないかと思えます。

今おっしゃったように、納税者の自由なんだと、ふるさと納税の人からのやつは自由に使ってもいいんだみたいな話がありましたけれども、ふるさと納税の方の意思は、草津町に対して納税したんだということははっきりしていると思えますので、この件については反対させていただきます。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 中澤議員は、非常にネット得意ですよ。草津町というホームページを調べてください。草津町のホームページに、ふるさと納税のサイトがいきなり出てきます。そこに、草津温泉のふるさと納税、世界平和とウクライナ支援をと、観光は平和があつてこそ成り立つ事業ですと。世界平和とウクライナの平和を祈っています、草津町としては、「ふるさと納税」としてご寄附を頂いたうちの五%分をウクライナに支援のため、義援金として寄附をさせていただきます。そして、期間は令和四年四月一日からの一年間ですと。

私のメッセージで、皆様へお返しする草津町としての返礼品、草津温泉感謝券に変更はありません。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。草津町長、黒岩信忠。

つまりここで世間に対して、草津町、草津町長として約束しているんです。これは契約です、世の中との。この下で、ふるさと納税していただいているんです。ネットにちゃんと載っています。ホームページ見てください。

それで、仮にこれを減額すれば、草津町はうそつきだと言われる。どういう数字が出るか分かりませんが、これは私の執行権の判断で政治判断したものでありまして、これが凶と出るか吉と出るか、それは分かりませんが、私の責任で判断したということがあります。

あくまでも目的を持った納税なんです。社会と世間と約束したふるさと納税に変わったんです。だから、本当は三月中にやりたかったんですけども、三月中にやりますと、そういうものは草津町はうたつていなかった。ですから、三月中にその分を入れると、これ約束違反になると判断したんです。だから、四月からということ、あえて四月からスタートを切つ

て、五％を一般の人と、納税者との間で草津町が約束したわけですから、何の問題もない。あなたの言っている理論のほう  
がめちやくちやである。

○議長（黒岩 卓君） 康治議員、ちよつと待つてください。

ただいまの町長の発言は補足説明として受け入れます。

ただいまは討論の時間ですので、まず反対討論をいただきました。

賛成討論の方、いらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、ほかに反対討論の方いらっしゃいますか。いらっしゃいませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、討論を終了します。

討論を終了して、採決をいたします。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第二号については、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（黒岩 卓君） 着席してください。

賛成多数と認めます。

よって、承認第二号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認いたしました。

## ◎報告第一号の報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、報告第一号 町長の専決処分事項の報告についてを報告願います。  
税務課長。

〔税務課長 黒岩一弘君 登壇〕

○税務課長（黒岩一弘君） 報告第一号につきまして、朗読と説明をさせていただきます。  
報告第一号、町長の専決処分事項の報告について。

地方自治法第百八十条第一項の規定により、議会の議決により指定した草津町税条例の一部を改正する条例並びに草津町都市計画税条例の一部を改正する条例については、町長において専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和四年四月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりください。

専決処分書の写しとなっております。

もう一枚おめくりいただきますと、草津町税条例の改正条文となっております。

七ページからは、都市計画税条例の改正条文となっております。

九ページからは、税条例と都市計画税条例の新旧対照表となっております。

八ページをお願いします。

改正理由、国において地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、草津町の税条例並びに都市計画税条例についても、改正に対応した内容に整備するものです。

主な改正内容としましては、令和四年度のみ実施する固定資産税並びに都市計画税の税負担調整措置、個人住民税の住宅ローン控除期間の延長及び法改正に伴う条項ずれとなっております。

以上、ご報告いたします。

◎報告第二号の報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、報告第二号 町長の専決処分事項の報告についてを報告願います。

住民課長、どうぞ。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、報告第二号でございます。

朗読をさせていただきます。

報告第二号、町長の専決処分事項の報告について。

地方自治法第八十条第一項の規定により、議会の議決により指定した草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、町長において専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和四年四月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

さらに一枚おめくりいただきますと、草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の告示文の写しがございます。

主な内容といたしまして、国民健康保険税の賦課限度額引上げとなっております。

さらに、二ページ目をご覧ください。

改正理由及び要旨でございます。国において地方税法が改正されるため、これに伴い、本町国民健康保険税条例においても該当部分を改正し、対応するためのものがございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 報告事項が終了いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（黒岩 卓君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

大変お疲れさまでした。

閉 会 午後二時三十七分

署名

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和四年 月 日

議長 黒岩卓

署名議員 金丸勝利

署名議員 湯本晃久